

官立新制大学の認可に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十四年三月十七日

小林勝馬

参議院議長 松平恒雄殿

官立新制大学の認可に関する質問主意書

官立新制大学の認可について

- 一、昭和二十四年度より認可せられる官立新制大学の名称及場所(新に昇格のもの及旧制のもの共)
- 二、右新制大学に於ける現在の学級数及生徒数
- 三、右新制大学に入学を許可する人員数(募集人員数、定員合計共)
- 四、右新制大学に於ける教官定員数及実数
- 五、右新制大学に於ける庶務関係の定員数及実数
- 六、右新制大学の内には総合のものもある点より数校より合併せるものの明細も併せて報告願ひ度し、右新制大学には相当の教官及庶務人員に於て凹凸ある様であるが是正する意志ありや、尙其の時期等書面  
答弁を求む。